

南吉富放課後児童クラブ館軒先緑化改修工事 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、上毛町が「南吉富放課後児童クラブ館軒先緑化改修工事」の実施に際し、その受注事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものである。

1. 工事の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 南吉富放課後児童クラブ館 軒先緑化改修工事 |
| (2) 工 事 箇 所 | 福岡県築上郡上毛町大字垂水1397番地1 南吉富放課後児童クラブ館 |
| (3) 工 事 内 容 | 別紙「南吉富放課後児童クラブ館軒先緑化改修工事仕様書」のとおり
※設計業務及び施工業務を一括して同一の契約者（または共同企業体）
に発注する「設計施工一括発注方式」により実施する。 |
| (4) 工 事 期 間 | 契約締結日から令和8年12月22日まで |
| (5) 提案上限額 | 13,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

※上記提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、工事内容の規模を示すものである。

※上記提案上限額を超える提案は受け付けない。

2. 契約の方法

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、随意契約の契約候補者は、参加資格があると認められた者から提出された技術提案書等について、本町関係者で構成する南吉富放課後児童クラブ館軒先緑化改修工事契約事業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査し選定する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は複数企業の構成員で構成される共同企業体のいずれかであって、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加申込書の提出期限の日において、行政庁・自治体などから指名停止等の処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」とい

う。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(9) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく建築士事務所の登録を行っていること。

(10) 本工事の履行にあたっては、建築士法第2条第2項及び第3項に規定する1級又は2級建築士を配置できること、並びに建設業法(昭和24年法律第100号)第27条に規定する1級造園施工管理技士を管理技術者として選任できること。

(11) 建設業法第3条第1項の規定による造園工事業の許可を受けている者であること。

(12) 屋外における建築物等の壁面緑化工事の設計及び施工の実績をそれぞれ満たしていること。本工事は軒先緑化であるが、要求水準の高度性から壁面緑化の設計・施工実績を参加資格とする。ただし、共同企業体で応募する場合は、設計を担当する構成員がアの要件を、施工を担当する構成員がイの要件をそれぞれ満たしていること(1社で設計・施工の両方を担当する構成員にあっては、ア及びイの双方を満たしていること)。

ア 平成28年以降に、屋外における壁面緑化施工面積100平方メートル以上の建築物等における壁面緑化工事の設計(意匠、構造、または外構・造園設計等)業務を完了した実績があること。

イ 平成28年以降に、屋外における壁面緑化施工面積100平方メートル以上の建築物等における壁面緑化工事を施工完了した実績があること。

(13) 設計および施工の配置予定技術者をそれぞれ配置できること。ただし、共同企業体で応募する場合は、設計を担当する構成員が①の要件を、施工を担当する構成員が②の要件を満たす技術者を配置すること。

① 設計担当技術者

本業務の設計を担当する技術者として、次のア及びイの要件をすべて満たす者を配置できること。

ア 1級又は2級建築士の資格を有し、構成員と直接的かつ継続的な雇用関係(3か月以上)にあること。

イ 平成28年以降に完了した、屋外における壁面緑化施工面積100平方メートル以上の建築

物等における壁面緑化工事の設計業務において、管理技術者または主任担当技術者として従事した実績があること。

② 施工担当技術者

本工事の施工を担当する主任技術者として、次のウ及びエの要件をすべて満たす者を配置できること。

ウ 建設業法に基づく「造園工事業」の営業所専任技術者となり得る資格（１級又は２級造園施工管理技士）を有し、構成員と直接的かつ継続的な雇用関係（３か月以上）にあること。

エ 平成28年以降に施工完了した、屋外における壁面緑化施工面積100平方メートル以上の建築物等における壁面緑化工事において、主任技術者または管理技術者（現場代理人も含む場合は明記）として従事した実績があること。

(14) 町が実施する現場説明会に参加した者であること。

(15) 本工事の主要部分（壁面緑化の設計および施工）については、参加事業者（単独企業または構成員）が自ら履行すること。ただし、補助的な作業については下請負を妨げない。

4. 共同企業体で申込する場合の留意点

共同企業体として申込をする場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同企業体は、共同企業体協定書（任意様式）（以下「協定書」という。）を作成すること。
- (2) 協定書は、参加申込書と一緒に提出し、記載された事項を構成員相互で遵守し本業務を適正に実施すること。
- (3) 構成員の役割分担は次のとおりとする。
 - ① 設計担当構成員は「3. 参加資格」(12)アおよび(13)①を満たす者
 - ② 施工担当構成員は「3. 参加資格」(12)イおよび(13)②を満たす者
- (4) 1つの企業が同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。
- (5) 単独企業として申込をする企業が他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (6) 参加申込書の受付日以降、共同企業体の名称、代表構成員、並びにこれを構成する事業者の変更は認めない。なお、構成員の脱退や変更が生じた場合は、参加を無効とする。

5. プロポーザル実施スケジュール

手続き等	期 日	留意事項
公募型プロポーザル公募開始	令和8年7月13日(月)	町ホームページ公開
現場説明会	令和8年7月22日(水)	参加資格として必須、予備日を考慮
質問書の受付期限	令和8年7月27日(月)	7月14日(火)受付開始
質問の回答期限	令和8年7月31日(金)	
参加申込書等の提出期限	令和8年8月6日(木)	8月3日(月)受付開始
書類審査結果通知	令和8年8月14日(金)	
技術提案書等の提出期限	令和8年9月1日(火)	
プレゼンテーション	令和8年9月10日(木)	(予定)
審査結果通知	令和8年9月16日(水)	(予定) 書面及び町ホームページ公表
契約締結	令和8年9月下旬	

6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和8年7月14(火)から令和8年7月27日(月) 午後5時まで

(2) 質問方法

質問書(様式1号)により、電子メールにて「16. 事務担当」に提出

※ 電話により受信確認を行うこと。

(3) 回答期限及び回答方法

令和8年7月31日(金)までに、参加表明書を提出した全ての参加者に対して、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。なお、質問に対する回答は、この実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

7. 現場説明会

令和8年7月22日(水)午後2時から改修施設の現場説明会を実施する。現地説明会への出席は本プロポーザル参加の必須要件とする。

なお、天候不良その他やむを得ない事情により参加が困難な場合に備え、予備日を令和8年7月24日(金)午後2時とする。

参加を希望する場合は、令和8年7月21日(火)午後3時までに会社名、役職、担当者名、連絡先(当日連絡がとれる電話番号)を「16. 事務担当」へ電子メールを送信すること。

8. 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月6日(木) 午後5時 (必着)

(2) 提出先

「16. 事務担当」

(3) 提出方法

持参(受付時間は平日午前9時から午後5時までとし土・日・祝日は受付不可)又は郵送によるものとする。

※郵送する場合は、封筒の表面に申請する「工事名」及び「参加申込書在中」を明記したうえで、受け取り日時が証明できる方法を用いること。

(4) 提出書類(各1部)

① 参加申込書(様式2号)

② 設計・工事实績調書(様式3号)

※設計及び工事の実績を証明する書類(契約書等)を添付すること

③ 共同企業体結成届(様式4号)

※共同企業体を構成する場合等に提出

④ 共同企業体協定書(任意様式)の写し

※共同企業体による参加の場合

⑤ 配置予定技術者経歴書(管理技術者)(様式5号)

※資格、雇用関係を証明する書類を添付すること

⑥ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び照会承諾書（様式 6 号）

⑦ 法人に関する証明書等（いずれも発行から 3 か月以内の原本）

※ 令和 8 年度上毛町入札参加資格者名簿に登録されている者は、次の各証明書の提出を省略することができる。

・法人の履歴事項全部証明書

・印鑑証明書

・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）について未納がないことの証明書

・都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書

⑧〔契約締結権のない支店・営業所の場合〕契約締結権者の委任状（任意様式）

(5) 参加辞退について

本プロポーザルへの参加申込み後に参加を辞退する場合は、「16. 事務担当」に電話にて連絡のうえ、参加辞退届（様式 7 号）を「16. 事務担当」へ提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

9. 書類審査

提出書類に基づき、参加資格の適否について書類審査を実施する。参加資格を満たさないと判断された者は、以後の審査（技術提案審査等）に進むことができない。審査結果は 8 月 14 日（金）までに応募者全員に、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

10. 技術提案書等の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先

「16. 事務担当」

(3) 提出方法

持参（受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時までとし土・日・祝日は受付不可）又は郵送によるものとする。

※郵送する場合は、封筒の表面に申請する「工事名」及び「技術提案書在中」を明記したうえで、受け取り日時が証明できる方法を用いること。

(4) 提出書類等（①～⑤を 1 冊に綴じて原本 1 部、原本の写し 7 部を提出すること。）

① 技術提案書表紙（任意様式）

② 技術提案書（任意様式）

◇ A 4 横長（スライド形式）

※技術提案内容は(5)の②の順に整理すること。

◇ 1 事業者につき 1 提案とすること。

③ 工程表（任意様式）

④ 工事実施体制表（任意様式）

⑤ 見積書（任意様式）

(5) 技術提案書作成上の留意事項

別紙仕様書をもとに、主に以下の項目に関する考え方や工事の進め方、手法等の技術的な提案について、提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、提案上限額の範囲内で専門的見地から本工事において有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

① 工事の遂行能力

◇ 工事实績

平成28年以降、屋外における壁面緑化施工面積100平方メートル以上の建築物等の壁面緑化工事を実施した実績があること。

◇ 実施体制

担当者や責任者などを適切に配置できること。

◇ 計画性

工種ごとにかかる期間を予測し、期限内に完了するための現実的なスケジュールを構築していること。

② 技術内容

◇ 技術力

緑化改修工事を理解した上で、改修目的に合った内容となっていること。

◇ デザイン

町のシンボルとなる施設であることから、屋根に植栽された既存の植物との調和及び一体感をもった景観デザインであること。

◇ 維持管理性

維持管理負担の軽減が図られていること。

◇ 価格

価格の内訳明細が具体的で、数量や単価の根拠が明確であること。

③ 提案項目

仕様書への提案内容が適切であること。

11. 審査及び選定方法

(1) 選定方法

- ① 選定にあたっては委員会において、技術提案書等及び参加者のヒアリング審査の内容を点数化し、総合的に工事实施能力等を審査した上で、「12 選定基準」の評価項目に基づき選定委員が評価し、最も評価点数の高い者を契約候補者、次に評価点数の高い者を次順位者として選定する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。
- ② 評価点数の合計が同点となる提案が複数ある場合は、見積金額の安価な方の提案をした参加者を上位とする。
- ③ プロポーザル参加者が1者の場合であっても、この公募型プロポーザルは成立するものとする。
- ④ ①～③に関わらず、総合点が120点未満の場合は選定しない。

(2) ヒアリング審査

日 時	令和8年9月10日（木）を予定日とする。 提案者多数の場合は、予備日を設定する。 詳細が決まり次第、連絡先メールアドレス宛てに送信して通知する。
場 所	上毛町役場
参加者数	1 提案者あたり現地及びリモート参加者を併せて5名以内とし、代表企業の業務担当者及び配置予定管理技術者は必ず現地にて出席すること。なお、リモート参加者数は、参加者の半分以下とする。
持ち時間	45分以内
内 容	・ 準備（5分以内） ・ 技術提案内容の説明（20分以内） ・ 質疑応答（20分以内）

(3) 審査結果

審査の結果は、決定後速やかに電子メールにより通知するとともに町ホームページに掲載する。

(4) その他

- ① プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源は町が準備するが、パソコン及びその他必要な機材等は、事前に「16. 事務担当」に連絡の上、提案者が用意すること。
- ② プレゼンテーションの順番は技術提案書を受け付けた順とする。
- ③ プレゼンテーション提案者は、他の提案者の技術提案を傍聴することはできない。
- ④ 審査委員会及びプレゼンテーションは非公開とする。
- ⑤ 開始指定時刻に5分以上遅れた場合は、審査対象外（失格）とする。
- ⑥ 開始指定時間に遅刻（5分未満）した提案者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所用時間延長は認めない。

12. 審査基準

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価項目	評価割合
1. 事業者〔20点〕 業務実績〔10点〕 実施体制〔10点〕	10%
2. 技術提案〔70 点〕 植物選定の妥当性（耐暑性・耐乾性・軒先環境適合性）〔20点〕 土壌の技術的根拠〔20点〕 灌水計画の合理性〔15点〕 施工方法の安全性・確実性〔15点〕	35%
3. デザイン性〔30 点〕 景観性（色彩・季節変化・調和）、屋上部と軒先部の一体感〔15点〕 維持管理を考慮したデザイン〔15点〕	15%
4. 維持管理性〔30 点〕 年間管理の容易さ〔15点〕 枯損リスクの低減策〔15点〕	15%
5. プレゼンテーション〔25点〕 提案内容の妥当性〔15点〕 説明の明瞭性〔5点〕 維持管理の実効性〔5点〕	12.5%
6. 価格〔25 点〕 施工費の妥当性〔5点〕 コストパフォーマンス（費用対効果）〔5点〕 年間維持管理費の妥当性〔5点〕 見積金額そのものの評価〔10点〕	12.5%

13. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、提出された参加申込書及び技術提案書を無効とし、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (3) 「6. 質問の受付及び回答」に指定する以外の方法により、選定内容に関する事項等について、直接または間接に連絡を求めた場合
- (4) 参加申込書提出の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他、本要領の条件に適合しない又は、違反するなど町が不適格と認めた場合

14. 契約条件

本技術提案の契約については、次により行う。

- (1) 審査委員会において決定された受注候補者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、受注候補者から技術提案書提出時の見積額の範囲内において見積書を徴収し、契約を締結する。また、特別な理由により受注候補者と契約の締結ができない場合は、次点候補者と契約の交渉を行う。

- (2) 契約書の作成

本町と受注候補者で協議したうえで契約書を作成する。

- (3) 契約保証

契約締結に伴い、上毛町財務規則（平成17年規則第35号）第119条に定める額の契約保証金を納入しなければならない。

- (4) その他契約に関する事項

契約時は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、本町と受注候補者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降において、既に提出した書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (3) 提出された技術提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 技術提案書等の作成、提出及びその説明に関する費用は申請者の負担とする。また、やむを得ない理由により本プロポーザルを中止する場合、本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。
- (5) 提出された提案書にかかる著作権は、元来第三者に既存するものを除きそれぞれの提案者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 申請書類、その他提出された書類は原則、非公開とする。ただし、上毛町情報公開条例に基づき、公開請求者に公開することがある。
- (7) 選定審査作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 通信及び郵便等に関する事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (9) 本プロポーザルに関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

16. 事務担当

上毛町役場 子ども未来課 子育て支援係（担当：友松、生田）

所在地：〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1

電 話：0979-72-3127 FAX：0979-84-8021

メールアドレス：kodomo@town.koge.lg.jp